

資料 1

食 品 安 全 基 本 法 第 2 1 条 第 1 項 に 規 定 す る 基 本 的 事 項
（平成16年1月16日閣議決定）のフォローアップについて（案）

平成20年2月

目 次

第 1	食品健康影響評価の実施（法第 11 条関係）	1
1	基本的考え方	
2	例外措置の具体的内容	
3	食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等	
4	委員会の行う勧告等	
第 2	国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第 12 条関係）	8
第 3	情報及び意見の交換の促進（法第 13 条関係）	9
1	基本的考え方	
2	リスクコミュニケーションの方法	
3	リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント	
第 4	緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第 14 条関係）	11
1	基本的考え方	
2	緊急時の情報連絡体制	
3	緊急対策本部の設置等	
4	緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成	
第 5	関係行政機関の相互の密接な連携（法第 15 条関係）	13
1	基本的考え方	
2	委員会とリスク管理機関との連携	
3	リスク管理機関相互の連携	

第 6	試験研究の体制の整備等（法第 16 条関係）	14
1	基本的考え方	
2	試験研究の体制の整備	
3	研究開発の推進	
4	研究開発の成果の普及	
5	研究者の養成及び確保	
第 7	国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第 17 条関係）	17
1	基本的考え方	
2	情報収集の対象範囲	
3	委員会における一元的な情報収集の実施等	
4	情報の活用及び提供	
第 8	表示制度の適切な運用の確保等（法第 18 条関係）	18
1	基本的考え方	
2	普及及び啓発	
3	違反に対する監視、指導及び取締り	
第 9	食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第 19 条関係）	20
1	基本的考え方	
2	食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制	
3	食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項	
第 10	環境に及ぼす影響の配慮（法第 20 条関係）	21
1	基本的考え方	
2	食品供給行程の各段階における環境に及ぼす影響の配慮	

「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定）の記載事項の平成19年の実施状況について

（平成19年1月1日～12月31日）

項 目	記 載 事 項	具 体 的 内 容
第1 食品健康影響評価の実施（法第11条関係）	1 基本的考え方 （1）食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因であって、食品に含まれるおそれがあるもの、又は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な状態であって、食品が置かれるおそれがあるもの（以下「危害要因等」という。別表参照）が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。 また、食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならない。	○ 委員会は、平成19年において、厚生労働省及び農林水産省から、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品を始めとする253案件について食品健康影響評価の要請を受けた。 ○ 委員会は、平成19年において、厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請を受けた案件について、それぞれの専門家により構成される各専門調査会において、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に審議を行った上で、207案件について評価結果を取りまとめ、厚生労働省及び農林水産省に通知した。 〔参考〕 ・平成19年末までに食品健康影響評価の要請を受けた案件数 911件 ・平成19年末までに食品健康影響評価を終了した案件数 508件
	（2）食品健康影響評価の実施に当たっては、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階について、特に以下の点に留意しなければならない。 ① 農林水産物の生産段階 農林水産物の生産段階については、 ・ 使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材や、O157、プリオン、カドミウム等の生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 ・ 当該農林水産物が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 が行われなければならない。 ② 食品の製造・加工段階 食品の製造・加工段階については、 ・ 使用される原料、添加物、器具、容器包装若しくは洗浄剤に含まれ、又は原料等から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 ・ 当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響について	○ 委員会は、平成19年において、食品供給行程の各段階における左記の留意点を踏まえ、食品健康影響評価を行った。 〔平成19年に評価を終了した案件〕 添加物 20件、農薬 81件、動物用医薬品 57件、新開発食品 7件、遺伝子組換え食品 23件 等

の評価 が行われなければならない。 ③ 食品の流通・販売段階 食品の流通・販売段階については、 ・ 使用される器具、容器包装等に含まれ、又は当該食品から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が当該食品に残留し、又は作用し、当該食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 ・ 当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 が行われなければならない。	
(3) 法第24条第1項各号に掲げる関係各大臣が食品安全委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない場合については、国の内外における最新の科学的知見を踏まえ、及び関係法令（告示を含む。）の改正に対応し、適切に見直しを行う。	○ 平成19年には、食品安全基本法（以下「法」という。）第24条第1項各号に掲げる関係各大臣が委員会の意見を聴かなければならない場合について見直しを必要とするような関係法令の改正はなかった。
(4) 委員会は、緊急を要する事項については、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的に行う。	○ 平成19年には、緊急を要するとして優先的に食品健康影響評価を行うべき案件はなかった。
(5) 関係各大臣は、法第24条第1項各号に掲げる場合以外の場合においても、所管法令（告示を含む。以下同じ。）に基づく施策が食品の安全性の確保に関するものであるかどうかについて十分に検討し、委員会に対し、適切に食品健康影響評価の実施を要請する。	○ 平成19年には、法第24条第1項各号に掲げる以外の場合における食品健康影響評価の実施の要請はなかった。
(6) 委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。 なお、委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する。	1 自ら評価の実施について ① 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価 ○ 本案件については、以下の優先度の高い4案件について微生物・ウイルス合同専門調査会で検討した上で、平成19年6月の意見交換会の結果等を踏まえ、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリから調査審議を進めることとした。 〔優先度の高い4案件〕 ・ 鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ ・ 鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス ・ 牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌 ・ カキを主とする二枚貝中のノロウイルス ○ 上記案件については、平成19年末現在、微生物・ウイルス専門調査会の下に設置したワーキンググループにおいて調査審議中である。

- 「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」（案）については、付属文書を作成し、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」（暫定版）としてとりまとめ、平成19年9月13日の第206回委員会会合において報告した。

② 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価

- 平成19年5月17日の第190回委員会会合において、本案件を、自らの判断により食品健康影響評価を行う案件として決定した。
- 平成19年7月31日に、以下の14の調査対象国の在京大使館に本調査に関する説明会を実施し、平成19年8月28日付けで外務省より当該在外日本大使館へ調査訓令を発出した。

〔調査対象の14カ国〕
アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、チリ、コスタリカ、ホンジュラス、ハンガリー、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、パナマ及びバヌアツ

なお、平成19年11月27日に開催された企画専門調査会において、「食品（器具・容器包装を含む。）中の鉛に関する食品健康影響評価」を自ら評価候補案件として委員会に報告することが決定された。

2 自ら評価の定期的な点検

- 自ら評価については、以下の委員会決定等に基づき、平成16年度から企画専門調査会において対象候補案件の選定作業が行われてきたものであり、これまでに委員会における審議を経て、上記1に記載の案件について自ら評価が実施されている。

- ・委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成16年5月27日食品安全委員会決定）
- ・企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）

- 平成19年の企画専門調査会における自ら評価案件の調査審議においては、「食品（器具・容器包装を含む。）中の鉛に関する食品健康影響評価」を自ら評価候補案件に決定するとともに、以下の案件については情報提供等の措置を講じる必要がある旨を委員会に報告することが決定された。

- ・こんにゃく入りゼリー → 情報収集及び情報提供
- ・体細胞クローン牛 → ファクトシート等を通じた情報提供
- ・ヘテロサイクリックアミン → 情報収集
- ・多肥栽培による葉物野菜中の硝酸塩 → ファクトシート等を通じた情報提供
- ・食器などのプラスチック製品に含まれるビスフェノールA → メルマガ等を通じ情報提供
- ・ポリスチレン容器から溶出するスチレントリマー → メルマガ等を通じ情報提供
- ・複数添加物の相乗毒性 → メルマガ等を通じ情報提供
- ・食品添加物パラオキシ安息香酸エステル類 → メルマガ等を通じ情報提供
- ・有機ヒ素化合物（ジメチルアルシン酸） → ファクトシートに追加

2 例外措置の具体的内容 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、以下に掲げる場合を除き、食品健康影響評価が行われなければならない。 (1) 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合 具体的には、食品健康影響評価の定義を踏まえ、適切に判断することになるが、例えば、 ・ 使用の実態がないことによる添加物の指定の取消しなど、危害要因等と直接的には関係がなく、食品健康影響評価の結果を反映して策定することができない施策 ・ 食品健康影響評価の結果に基づいて策定された施策に対する違反行為を取り締まるための措置（例えば、残留農薬基準等に違反した場合における廃棄命令）が該当する。	○ 「当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合」として、平成19年においては、以下の4件について、委員会において審議した結果、食品健康影響評価を行う必要がないと判断された。 ① 食品、添加物等の規格基準による容器包装の強度等試験法の改正（平成19年2月） ② アボパルシン（飼料添加物及び動物用医薬品）の食品中の残留基準を設定すること（平成19年3月） ③ 「特定保健用食品における疾病リスク低減表示について」に示す疾病リスク低減表示の基準を満たすもののうち、カルシウムを関与成分とするものについて（平成19年7月） ④ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の基準及び規格に関して、飼料一般の成分規格に定められている飼料添加物の飼料への添加量を減じる場合等について（平成19年7月）
(2) 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである場合 例えば、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条各号に掲げる、食品の腐敗、有毒又は有害な物質の混入、病原微生物による汚染の場合など、危害要因等について科学的知見に基づく食品健康影響評価を行う必要性が乏しい場合が該当する。	○ 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである場合には、委員会に対し食品健康影響評価を要請することなく、人の健康を損なうおそれがある場合として、食品衛生法第6条違反として取り扱った。
(3) 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき この場合に該当するかどうかについては、関係各大臣が、原則に対する例外措置であることを十分に考慮して判断する。 なお、関係各大臣は、当該施策の策定後速やかに、委員会に対し、この場合に該当する旨を報告し、事後的に食品健康影響評価を要請しなければならない。この場合、必要に応じ、当該食品健康影響評価の結果を踏まえて、施策の見直しを行う。	○ 平成19年4月26日の第188回食品安全委員会及び平成19年11月15日の第215回食品安全委員会において、以下について、厚生労働省から、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないときに該当する場合として、当該暫定的な基準値を策定後に、必要な安全性に関する資料を収集し、食品健康影響評価を要請する旨の説明があった。 ・ 食品添加物である食用赤色104号及び食用赤色105号の成分規格におけるヘキサクロベンゼンの規格限度値の設定について（第188回） ・ ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引きの器具及び容器包装に係る鉛及びカドミウムの溶出規格の改正並びに食器用の金属製原材料の鉛の含有量規格の改正等について（第215回）
3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等 (1) 食品健康影響評価の開始前 ① 関係各大臣が委員会の意見を聴く場合 ア 個別の食品健康影響評価の目的、対象及び作業内容について、事前に、委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関する規制や指導等のリスク管理措置を講ずる行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において共通の理解を得ることとする。	○ 平成19年においても、関係府省の担当部局長を構成員とする「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」（おおむね四半期ごとに開催）及び関係府省の担当課長級を構成員とする同連絡会議幹事会（原則として毎週1回開催）等において、委員会及びリスク管理機関の相互間における情報交換を行うなど、個別の食品健康影響評価の目的、対象及び作業内容について共通の理解を得るため、密接な連携を図った。

イ リスク管理機関は、食品健康影響評価の結果に基づき講じようとするリスク管理上の対応の明確化に努める。	○ 平成19年においても、リスク管理機関は、委員会に対し、食品健康影響評価の実施を要請する際に、講じようとするリスク管理措置の内容を説明する資料を添付したほか、直近の委員会会合において、当該リスク管理措置の内容について説明を行った。 ○ 食品健康影響評価結果の通知の後においては、審議会等の審議結果及びそれに基づき講じた施策についての資料を委員会に提出するなどして、対応の明確化に努めた。
② 委員会自ら食品健康影響評価を行う場合 委員会は、自ら食品健康影響評価を行う場合には、当該評価事項の決定に当たり、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努める。	○ 自ら食品健康影響評価を行う案件の候補案については、平成19年9月7日に開催した企画専門調査会に、関係機関及びマスメディア等からの情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニターを通じて国民から寄せられた情報・意見、委員会に文書で寄せられた要望・意見及び各専門調査会の専門委員からの情報・意見など幅広い関係者からの情報・意見を基に、相対的に優先度が高いと考えられるものを抽出して提出した。 ○ 平成19年には、以下の案件について、自ら評価を実施するに当たり、意見交換会を実施した。 ・我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価について（4箇所） 〔4月23日福岡県、4月24日大阪府、4月25日北海道、4月27日東京都〕 ・食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会（2箇所） 〔6月22日東京都、6月25日大阪府〕
③ 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成 委員会は、食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、危害要因等に応じた食品健康影響評価に関するガイドラインの作成に努める。	○ 平成19年には、委員会においては、以下の食品健康影響評価に関するガイドラインを策定し、これに基づき調査審議を進めている。 ・食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）（平成19年9月13日委員会了承）【前掲】 ○ 平成19年には、以下のガイドラインの作成に取り組んだ。 ・遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）→ 草案を作成中 ・農薬・動物用医薬品・飼料添加物→リスク管理機関と調整しながら、草案を作成中 ・食品添加物→ガイドラインの作成に必要な調査を実施中
（２）食品健康影響評価の実施時 ① 委員会は、食品健康影響評価の実施に当たっては、評価事項の内容等に応じ、海外のリスク評価機関との連携に努める。	○ 委員会は、平成19年においても、評価手法等の国際的ハーモナイゼーションの推進及び情報の共有化による評価の効率化・高度化を目的とし、海外のリスク評価機関との関係強化を進めた。 ○ 欧州食品安全機関（ＥＦＳＡ）との連携強化に関する覚え書を締結すべく、平成19年8月にＥＦＳＡ副長官ヘルマン・コエーター氏を迎え、また、同年11月にはＥＦＳＡ設立5周年記念式典に委員長及び事務局職員が出席して意見交換を行った。

	○ 情報収集に関しては、海外のリスク評価機関の専門家を招き、講演会や意見交換会を開催したほか、コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）等のリスク分析に関連する国際会議に委員等（専門委員を含む）及び事務局職員を派遣した。 ○ 個別の食品健康影響評価の実施に当たっては、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）等の国際専門家会合の資料や、海外のリスク評価機関が公表している評価レポート等を参考とした。
② 委員会は、食品健康影響評価に用いた情報をホームページ等の多様な手段を用いて公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。	○ 平成19年においても、委員会及び専門調査会において食品健康影響評価に関する審議に使用する資料については原則として公開し、議事録及び配付資料等をホームページ上で公表した。 ○ 上記の資料の取扱いに当たっては、平成15年7月1日の第1回委員会会合で決定した「食品安全委員会の公開について」に基づき、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に努めた。
③ 委員会は、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する。	○ 食品健康影響評価に関する専門調査会における審議結果については、平成19年においても、原則として国民からの意見・情報の募集を行った。寄せられた意見・情報については、必要に応じ、専門調査会において回答を作成した上で、委員会会合に報告し、その回答についての審議を経て、ホームページ等で公表した。 〔平成19年の国民からの意見・情報の募集の実績〕 123件
（３）食品健康影響評価の終了後 ① 委員会は、食品健康影響評価を終了した場合には、遅滞なく、その結果を関係各大臣に通知するとともに、ホームページ等の多様な手段を用いて公表しなければならない。	○ 平成19年においても、委員会において食品健康影響評価が終了した案件については、遅滞なく、評価結果を関係各大臣に通知するとともに、ホームページ上で公表した。 ○ 平成19年においても、メールマガジン（委員会等の結果概要や委員会ホームページ新着情報等について、電子メールを用いた配信サービス）の配信を原則金曜日に行い、この中で、評価結果についても情報提供した。
② 委員会は、必要に応じ、食品健康影響評価の結果をわかりやすく解説し、ホームページ等の多様な手段を用いて公表する。	○ 委員会は、必要に応じ、評価結果に加え、これをわかりやすく解説する資料を、ホームページや季刊誌「食品安全」等により公表しており、平成19年においても、以下の取組を行った。 ① 季刊誌「食品安全」（平成19年3月発行）で、水道水中の塩素酸、牛乳用ペットボトルに関する食品健康影響評価結果についてその内容をわかりやすく解説し、適宜、意見交換会の参加者等に配布したり、都道府県の担当者を通じて全国の保健所や消費生活センター等に配布したりするとともに、ホームページ上で公表した。 ② メールマガジンを配信し、委員会の議論の結果概要等の食品の安全性に関する情報をタイムリーに提供するとともに、意識調査の結果を採り入れて制作したDVDソフトの配布、国民の関心が高い案件を中心とした意見交換会を開催した。

③ 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努める。	○ 平成19年において、該当する案件はなかった。
(4) 食品健康影響評価の手法 委員会は、微生物に関する食品健康影響評価や定量的な食品健康影響評価に重点を置いて、食品健康影響評価の手法の検討を進める。	○ 定量的なリスク評価法については、平成17年度より食品健康影響評価技術研究の中で取り組んでいる。平成19年においては、4月5日の食品安全委員会第185回会合において、食品中の化学物質の健康影響評価手法及び食品に起因する病原微生物（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法など3研究領域8課題を研究課題として決定した。 ○ 平成19年9月に「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針」（暫定版）を取りまとめ公表した。
4 委員会の行う勧告等 (1) 勧告 ① 委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき、必要に応じ、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。	○ 平成19年において、勧告を実施する必要性はなかった。 なお、平成19年においても、委員会が関係各大臣に食品健康影響評価の結果を通知する際に、A D I（一日摂取許容量）の設定などとともに、特に必要がある場合には、食品の安全性の確保においてリスク管理上留意すべき点等を付記した。
② 委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。	○ 平成19年において、以下のとおり、委員会として、各省に対し評価結果に基づく施策の実施状況に関する調査を実施し、その結果、特に問題は認められなかった。 ① 平成19年2月に第6回の調査を実施し、4月19日の第187回委員会会合において結果を報告した。 〔調査対象〕・平成18年4月から9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野、27品目） ・前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（5分野、23品目） ② 平成19年8月に第7回の調査を実施し、10月25日の第212回委員会会合において結果を報告した。 〔調査対象〕・平成18年10月から19年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した品目（8分野、70品目） ・前回での調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（5分野、20品目） ○ 平成19年においても、食の安全ダイヤル及び食品安全モニターを通じて、随時、食品安全行政等についての意見等を収集し、関係行政機関にも回付するとともに、毎月、委員会会合において報告した。

	③ 委員会は、①及び②の勧告をした場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係各大臣は、これらの勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。	○ 平成19年においては、勧告を実施する必要がなかった。
	(2) 意見 ① 委員会は、食品の安全性の確保に関する施策を適切に推進する観点から、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、厚生労働省、農林水産省、環境省、地方公共団体等の関係行政機関の長に意見を述べる。	○ 平成19年において、該当する案件はなかった。
	② 委員会は、①の意見を述べた場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係行政機関は、当該意見に基づき講じた施策について委員会に報告する。	○ 平成19年において、該当する案件はなかった。
第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定 (法第12条関係)	(1) 食品の安全性の確保に関する施策は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、選択肢となる措置の実行可能性及び費用等を考慮するとともに、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、行われなければならない。 (2) 食品の安全性の確保を図る観点から、食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格及び基準の整備を進める。 例えば、平成15年の食品衛生法等の改正により、既存添加物について安全性に問題がある場合には既存添加物名簿から削除することができるようになったほか、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品についていわゆるポジティブリスト制（残留基準が設定されていない農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度）が導入されるとともに、いわゆる健康食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときには、食品としての販売を禁止することができるようになったところであるが、今後、これらの各制度について、その適切な実施を図る。	○ 平成19年においても、厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準の設定など食品の安全性の確保に関する施策の策定に際し、委員会による食品健康影響評価の結果に基づき、国民栄養調査結果等に基づく曝露量の推計等を行うとともに、コーデックス委員会等による国際規格との整合性等も考慮している。 ○ また、農林水産省においても、食品の安全の確保に関する施策の策定に当たっては、左記の点を考慮するとともに、食品健康影響評価の結果に基づき、また、必要に応じて関係審議会等の意見を聴いた上でやっている。 ○ さらに、農林水産省及び厚生労働省のリスク管理部局（職員）が、食品安全に関するリスク管理を行う上で、必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成17年8月公表）に基づき個別の危害要因のリスク管理（情報収集・分析、データの作成、リスク管理措置の検討等）を行っている。 ○ 厚生労働省においては、既存添加物について、販売等の流通実態に基づき、平成19年8月3日付けで32品目を既存添加物名簿から削除したほか、引き続き動物試験の実施等による安全性情報の収集を行うなど必要な対応を行っている。このほかに、食品添加物に関して7件の指定又は規格基準の改正を行った。また、食品に残留する農薬等については、ポジティブリスト制度の導入に際して新たに設定した基準の見直しを進めるとともに、新規の農薬等についても残留基準の設定を進めているところであり、農薬に関してのべ24件、飼料添加物に関して1件、動物用医薬品に関して13件の残留基準の設定を行った。 ○ このほかに、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に関して、容器包装の規格基準の改正、冷凍食品に関して1件の規格基準の改正、器具及び容器包装に関して2件の規格基準の設定及び改正を行った。 ○ 農林水産省においては、畜水産物中の農薬等の残留基準と整合性を図りつつ、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料の成分規格として、飼料中の農薬の残留基準を設定（平成18年5月）するとともに、薬事法に基づく動物用医薬品の使用基準の改正等を行っている。

	(3) 食品衛生法等に基づく食品等の規格及び基準等が遵守されるよう、監視、指導及び調査の実施等に努める。 例えば、平成15年の食品衛生法等の改正により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、各都道府県等の地域の実状や輸出国における生産地の事情等を踏まえた都道府県等食品衛生監視指導計画及び輸入食品監視指導計画が策定されることとされたところである。今後、これらに従い、国内に流通する食品及び輸入食品の適切な監視指導の実施を図る。 このほか、輸入農産物の残留農薬調査の結果の公表等を通じ、食品関連事業者の自主検査等の取組を促進する。	○ 平成19年においても、厚生労働省は、左記指針を踏まえて毎年度策定される都道府県等食品衛生監視指導計画や輸入食品監視指導計画に基づき、都道府県等や国の担当者が適切に監視指導を実施することにより、国内に流通する食品や輸入食品の安全確保等に努めている。あわせて、総合衛生管理製造過程承認制度等の事業者の自主的な衛生管理のための取組の促進を図っている。
	(4) 研修の実施等を通じ、リスク管理にかかわる人材について、専門性の一層の充実を図る。	○ 平成19年においても、厚生労働省は、国及び都道府県等の食品衛生監視員等の資質の向上を図るため、「食品安全行政講習会」を始めとする研修会を毎年複数回開催した。また、国立保健医療科学院の特別課程として行われている食品衛生管理コースや食品衛生監視指導コースなど、1ヶ月の長期研修も実施した。 ○ さらに、農林水産省は、平成19年においても、職員の資質の向上等を図るため、本省、地方農政局及び地方農政事務所等の消費・安全行政を担当する職員に対し、リスク管理に関する能力開発研修を実施している。平成19年11月には、若手職員に対して、「リスク管理に必要な科学的基礎知識を身に付けるための若手職員向け研修」を開催し、若手職員のリスク管理に必要な科学的知識の向上を図った。
第3 情報及び意見の交換の促進（法第13条関係）	1 基本的考え方 (1) 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、関係者相互間の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。 (2) 委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、国民に対し、当該施策に関する適切な情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進していくことにより、リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。 (3) リスクコミュニケーションの促進に当たっては、その目的を明確にするとともに、対応すべき危害要因等の認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて図るよう努める。	○ 平成19年において、委員会及びリスク管理機関は、リスクコミュニケーションの促進を図るため、以下の取組を行った。 ① 関係者が参加する意見交換会等の開催 ② 意見・情報の募集 ③ ホームページ、メールマガジン、広報誌、DVD等を活用した情報の提供 ④ 電話や電子メールによる問い合わせの受付 ○ 委員会及びリスク管理機関は、相互に連携し、平成19年において、全国各地で意見交換会等を31回実施した。 ○ 平成19年において、委員会は、専門調査会が取りまとめた食品健康影響評価に関する審議結果案等について、123回意見・情報の募集を行い、必要に応じて意見の反映を図った。また、国民の関心の高い我が国に輸入される牛肉等に係るリスク評価の実施については、食品健康影響評価に関する審議過程において意見交換会等を開催するなどして、リスクコミュニケーションの促進を図った。

	○ 平成19年において、リスク管理機関は、86回（厚生労働省48回、農林水産省38回）の意見・情報の募集を行い、必要に応じて意見の反映を図った。
2 リスクコミュニケーションの方法 （１）委員会は、その会議（委員会及び専門調査会）を原則として公開で開催するとともに、委員会の議事録及び提出資料を原則として公開するほか、食品健康影響評価の結果、勧告、意見等について、その内容を公表することにより、国民に対する情報の提供に努める。 また、食品健康影響評価の結果の公表に当たっては、必要に応じ、評価の開始から結果に至る過程及び評価の結果について、消費者等の理解を促進するよう、わかりやすく解説する。 このほか、委員会は、その運営について国民の理解を深めるため、適宜、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の実施状況を取りまとめ、公表する。	○ 平成19年においても、委員会及び専門調査会は原則として公開で開催した。 ○ 委員会及び専門調査会の議事録及び提出資料はホームページ上に掲載したほか、食品健康影響評価の結果やリスク管理機関に対する意見についても公表した。なお、メールマガジンによる情報提供も行った。 ○ 平成19年において、国民の関心の高い、水道水中の塩素酸、牛乳用ペットボトルに関する食品健康影響評価の結果や、我が国に輸入される牛肉等、食中毒の原因となる微生物の食品健康影響評価の進め方について、わかりやすい解説を作成し、ホームページ、季刊誌及び意見交換会等を通じて提供した。 ○ 平成19年の食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の実施状況については、平成19年11月の企画専門調査会で中間報告したほか、委員会会合において月毎の実施状況を報告し、ホームページ上で公表した。
（２）リスク管理機関は、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、当該施策に関する適切な情報の提供、いわゆるパブリック・コメント手続（規制の設定又は改廃に係る意見提出手続）の実施、意見交換会の開催など、リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な措置を講ずる。 また、リスク管理機関は、他のリスク管理機関及び地方公共団体と相互に協力しつつ、食品の安全性の確保に関する情報を収集するとともに、食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるため、適切な情報の提供に努める。	○ 平成19年においても、食品の安全の確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者にわかりやすい情報を積極的に提供し、意見交換に努め、関係者の意向が反映されるようにするための取組を引き続き推進している。具体的には、個別の施策について、リスクコミュニケーションを実施し、施策への意見の反映を引き続き図るとともに、それぞれの地域に根ざした食品安全行政を引き続き促進させるため、関係府省や地方支分部局等と連携し、各地域の消費者、生産者、事業者等の関係者との懇談会、意見交換会を開催し、また、主催以外の意見交換会等についても積極的に参加している。 ○ また、食品の安全に関する情報を分かりやすく紹介したウェブサイトの運営、メールマガジン「食品安全エクスプレス」の発信を通じて食品の安全について情報の普及を図っている。
3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント 委員会は、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションを企画し、及び実施するとともに、リスクコミュニケーションについてリスク管理機関が行う事務の調整も担う。 このため、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、食品の安全性の確保に関する消費者等との意見交換会を開催する等により、他の分野におけるリスクコミュニケーションの経験も生かしつつ、政府全体として、食品の安全性の確保に関する望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討する。 また、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、消費者、生産者、流通業者、加工業者等幅広い関係者を対象とした横断的なリスクコミュニケーションを促進する。	○ 委員会及びリスク管理機関は、それぞれが企画・開催する意見交換会等に関する事務の調整を行うため、平成19年においても、おおむね2週間ごとに、それぞれの担当者による「関係府省リスクコミュニケーション担当者会議」を開催した。 ○ 委員会は、平成19年において、海外や他の分野のリスクコミュニケーションの実施状況等について調査を行うとともに、その調査結果も踏まえ、リスクコミュニケーション専門調査会において、以下の5課題について調査審議を行った。 ・ リスクコミュニケーションの検証 ・ 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方 ・ 地方自治体との協力 ・ 諸外国との連携 ・ 食育

		○ 委員会及びリスク管理機関は、平成19年において、相互に連携して、幅広い関係者を対象とした横断的なリスクコミュニケーションとして、以下の意見交換会を開催した。 ・食品に関するリスクコミュニケーションー農業に関する意見交換会ー ・食品に関するリスクコミュニケーションー食の安全を理解する上での食育の役割ー ・食品に関するリスクコミュニケーションー我が国における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の国内対策を考えるー
第４ 緊急の事態への 対処等に関する体制の 整備等（法第１４条関係）	１ 基本的考え方 食品の摂取を通じた人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態（以下「緊急事態」という。）への対処に当たっては、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下に、委員会及びリスク管理機関の相互間における十分な連絡及び連携を図りつつ、いわゆる「農場から食卓まで」のフードチェーンを通じ、人の健康に係る重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を行う。 また、緊急事態が発生した場合には、消費者、食品関連事業者等に対し、適切かつ迅速に情報を提供するよう努める。	○ 緊急事態等への対応については、委員会及びリスク管理機関が連携して、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月関係府省申合せ）及び「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」（平成17年4月関係府省申合せ）を整備している。 ○ 平成19年には緊急事態は発生しなかったが、12月3日に委員会とリスク管理機関との合同の緊急時対応訓練を実施し、関係機関間の連携や情報交換、国民に提供する情報の内容についての模擬訓練を実施した。 ○ また、厚生労働省は、平成9年に策定された、健康被害全般についての基本的対応に関する「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、省内関係部局間の連絡体制等を構築したほか、食品に係る健康被害については、「食中毒処理要領」及び「食中毒健康危機管理実施要領」に基づき、都道府県等が中心となって、緊急事態への対応等を行っている。また、消費者・事業者を含む国民・住民への情報の提供に当たっては、都道府県等を通じて周知するほか、報道発表やホームページ等により、適切かつ迅速に情報を提供している。 ○ さらに、農林水産省は、平成16年2月に策定した「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」において、平時から情報収集先をリストアップし、食品安全に関する情報の収集・分析に努めるとともに、食品安全に関する緊急事態等が発生した場合には、関係省庁と連携して問題食品が消費者に摂取されないよう、食品安全を十分確保できる措置を速やかに講ずることなどを定めている。
	２ 緊急時の情報連絡体制 緊急事態の発生に備えて、平時から、都道府県、保健所、関係団体等を通じ、食品事故の発生等の危害情報の収集、整理及び活用を図るための体制を整備するほか、緊急事態として委員会及びリスク管理機関の相互間における通報を要する場合を明確にするとともに、そのルートの確立を図る。	○ 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」に定める緊急事態等が発生した場合において、政府一体となった迅速な初動体制を確立するため、委員会及びリスク管理機関の相互間における平時からの情報連絡窓口の設置及び緊急時における情報連絡ルートは整備されている。 ○ 厚生労働省は、厚生労働省と都道府県等の食品監視担当官が常に連絡し合えるよう緊急連絡体制を整備しているほか、国と都道府県等をオンラインで結ぶ「緊急情報発信システム」等により、必要な情報を全国に一斉に発信できるようにしている。 ○ このほか、厚生労働省は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、省内関係部局間の連絡体制等を構築している。 ○ 農林水産省は、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」に定める緊急事態等が発生した場合において、迅速かつ適切な対応を行うため、平時から委員会及びリスク管理機関等の関係省庁との連絡体制を確立するとともに、省内に食品安全危機管理対応チームを組織している。

3 緊急対策本部の設置等 食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国务大臣をもって充てられるものをいう。）は、緊急事態の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を適切に設置する。 また、委員会及びリスク管理機関は、緊急事態に対応するために必要な組織体制の整備を図る。	○ 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」及び「緊急対策本部設置要領」（平成18年4月策定）に基づき、食品安全担当大臣を本部長とする緊急対策本部について、設置決定までの流れ及び組織体制等を定め、緊急事態等における緊急対策本部の適切な設置のために必要な体制の整備を図っている。 ○ 平成19年には緊急事態は発生しなかったが、緊急事態への対応における委員会及びリスク管理機関の連携強化を目的とし、緊急事態における連絡体制の確認、緊急時対応に対する認識の共有を内容とする合同の緊急時対応訓練を12月3日に実施した。 ○ また、厚生労働省は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、「厚生労働省健康危機管理調整会議」を設置し、省内関係部局間で食中毒を含む健康危機管理に関する情報の共有等を図っているほか、重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その事案に係る担当部局により構成される対策本部を個別に設置することとしている。 ○ さらに、農林水産省は、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」において、農林水産大臣らをメンバーとする「農林水産省食品安全緊急対策本部」及び同幹事会について、組織体制を定めるとともに、緊急事態等の内容に応じて必要な場合には、関係する地方農政局に「地方農政局対策本部」を設置することを定めている。また、農林水産省の職員が緊急事態に迅速かつ適切に対応できるよう、食品安全に関わる緊急事態の発生を想定した訓練を平成17年度から3年計画で実施しているところである。
4 緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成 緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアル（以下「緊急時対応マニュアル」という。）を作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する。	○ 緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアルとして、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月）、緊急対策本部に関する具体的事項を定めた「緊急対策本部設置要領」（平成18年4月）を、委員会及びリスク管理機関の申し合わせにより策定している。 ○ 食品安全委員会においては「食品安全委員会緊急時対応基本指針」（平成16年4月）、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱（平成17年4月策定）」、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応指針（平成17年4月策定）」に基づき、緊急事態へ対応している。 ○ 厚生労働省は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、省内関係部局間の連絡体制等を構築しているほか、食品に係る健康被害については、個別に策定・公表されている「食中毒処理要領」及び「食中毒健康危機管理実施要領」に基づき、対応している。 ○ 農林水産省は、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」に基づき、緊急事態等の類型に応じた個別の実施指針の一環として、平成17年の「製造・加工／流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針」に続き、平成18年に「農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針」を作成、公表した。引き続き、類型別の実施指針等の作成を進めているところである。

第5 関係行政機関の相互の密接な連携（法第15条関係）	1 基本的考え方 （1）食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならないことから、リスク管理機関から独立し、専門家で構成される行政機関である委員会において行うこととされている。 他方、食品健康影響評価の結果に基づき具体的なリスク管理措置を講ずるに当たっては、委員会とリスク管理機関及びリスク管理機関相互の連携を図ることが重要である。 また、食品健康影響評価及びリスク管理について、それらの公正性及び透明性を確保するためには、委員会及びリスク管理機関が相互に連携してリスクコミュニケーションの促進を図ることが必要である。 このため、食品健康影響評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの促進に関し、委員会及びリスク管理機関の相互間の連携の強化を図る。	○ 平成19年においても、基本的事項第1の3、第3の3等の規定に基づき、委員会及びリスク管理機関の相互間の連携の強化を図った。
	（2）委員会及びリスク管理機関は、食品の安全性の確保に関する施策が全体として整合的に行われるように努める。	○ 委員会及びリスク管理機関は、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」等の会議を通じ、食品の安全性の確保に関する施策が全体として整合的に行われるように努めた。
	（3）委員会は、必要があると認めるときは、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、関係行政機関の長に意見を述べる。	○ 平成19年において、該当する案件はなかった。
	（4）関係府省連絡会議、地方公共団体との連絡会議を定期的に開催する。	○ 「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）に基づき、平成19年において、以下のとおり各種会議を開催した。 ・食品安全行政に関する関係府省連絡会議 → 1月18日、5月31日、9月27日 ・リスクコミュニケーション担当者会議 → 概ね2週間ごと ・食品リスク情報関係府省担当者会議 → 概ね毎月1回 ○ 委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議（全国食品安全連絡会議）を平成19年11月21日に開催した。
	2 委員会とリスク管理機関との連携 委員会は、リスク管理機関との間で、委員会が食品健康影響評価を行う際、リスク管理機関との連携、リスク管理機関が食品健康影響評価の結果に基づいてリスク管理措置を講ずる際の委員会との連携、食品の安全性の確保に関する情報の共有など、連携及び政策調整の具体的な手法について、取極めを締結し、公表する。	○ 平成19年においては、委員会とリスク管理機関との間で、連携及び政策調整の具体的な手法について新たな取決めは締結していない。 〔参考〕 委員会とリスク管理機関は、平成16年2月18日に「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」において、関係府省申合せとして、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」の取決めを締結し、同月19日の第33回委員会会合において報告・公表した。

	3 リスク管理機関相互の連携 食品供給行程の各段階において講じられるリスク管理措置は、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係各省が所管法令に基づき総合的に実施するほか、地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえて、それぞれの区域の自然的経済的社会的諸条件に応じて実施するものであり、実施主体が多岐にわたっている。 このため、リスク管理措置の実施に当たっては、地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の密接な連携を図る必要がある。 このような観点から、リスク管理機関相互間における連携の強化を図るための具体的な仕組みを設ける。 また、この仕組みに基づき、今後も、リスク管理機関相互の連絡及び協力を着実に実施する。	○ 平成19年においても、厚生労働省は、食中毒事件等法令違反事例などの対応にあたっては、地方公共団体と連携して対処するとともに、食品の表示制度の検討、残留農薬対策、BSE対策などにあたっては、常に農林水産省などの関係行政機関と相互の情報交換と協力のもとに実施している。また、消費者等との意見交換会、懇談会等の実施にあたっては、地方組織の活用と地方公共団体との連携のもとに共同で開催し、リスクコミュニケーションの推進を図っている。 ○ また、農林水産省は、平成15年6月に改正された肥料取締法、農薬取締法、薬事法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律等の食品安全に係る各法律の規定に基づき、リスク管理措置の実施に当たり、関係各大臣に協議等を行っているほか、都道府県等にリスク管理措置の周知を徹底するなど連携を図るとともに、地方公共団体と連携した意見交換会の開催、情報の発信等、地方公共団体を含む連携の強化に努めている。 ○ さらに、リスク管理機関相互間において、食品安全等に関する施策について連携の強化を図るため、必要に応じて関係部局長等のレベルによる情報の交換等を行っている。例えば、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に際し、関係省庁との連携の強化を図るため、「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」を開催した（平成19年2月）。
第6 試験研究の体制の整備等（法第16条関係）	1 基本的考え方 食品の安全性の確保を図るためには、最新の科学的知見に基づく施策の策定が必要である。このため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずることにより、科学的知見の充実に努める。	○ 委員会は、食品健康影響評価技術研究事業を通じ国立試験研究機関及び大学等に対してリスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に関する研究を委託し、食品の安全性確保に関する試験研究の体制整備、研究開発の推進等を行うとともに、科学的知見の充実に努めている。 ○ 平成19年度新規食品健康影響評価技術研究について、平成19年4月5日の第185回委員会会合において、次の4研究領域9課題を研究課題として決定した。 ① 領域名：食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域 課題名：遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発 課題名：ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析 課題名：化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築 課題名：毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究 ② 領域名：食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域 課題名：予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発 課題名：腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析 課題名：食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発 ③ 領域名：新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域 課題名：遺伝子組換え食品等のアレルギー性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発

	④ 領域名：リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域 課題名：効果的リスクコミュニケーションのための学際的人材育成システムの構築 ○ また、厚生労働省は、食品の安全性の確保に関し、厚生労働科学研究事業を通じた国立試験研究機関又は大学等の研究者に対する補助金の交付やシンポジウムの開催等により、ＢＳＥ、食中毒、食品添加物及び残留農薬等の食品の安全性の確保に関する研究開発の推進及びその成果の普及・啓発を図っている。 ○ さらに、農林水産省は、「農林水産研究基本計画」（平成17年3月策定、平成19年3月改訂）に基づき、農林水産物・食品の安全性に関するリスクの低減手法、人畜共通感染症・未知感染症等の防除技術、生産・加工・流通過程における汚染防止技術・危害要因低減技術及び農林水産物・食品の信頼確保に資する技術等の開発を推進するとともに、その成果の普及の促進を図っている。
2 試験研究の体制の整備 最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制の整備を図る。	○ 委員会は、食品健康影響評価技術研究を通じ国立試験研究機関及び大学等に対してリスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に関する研究を委託し、最新の科学的知見を踏まえた試験研究の体制整備を図っている。 ○ 厚生労働省は、食品の安全性の確保に関し、厚生労働科学研究事業を通じた国立試験研究機関又は大学等の研究者に対する補助金の交付等により、最新の科学的知見を踏まえた試験研究の体制整備を図っているところである。 ○ さらに、農林水産省は、平成19年度においても、関係試験研究機関において、ＢＳＥ等の諸問題に対応するため、牛の感染試験の実施が可能な施設の整備を行うなど、試験研究体制の整備を行っている。
3 研究開発の推進 （１）食品の安全性の確保の観点から研究開発における重点課題を明確にしつつ、食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進及び強化を図る。 また、研究開発の推進及び強化に当たっては、食品の安全性の確保に関連する各分野における知見を結集するため、委員会及びリスク管理機関において密接な連携を図るとともに、地方公共団体、民間等の能力も活用することとする。	○ 食品健康影響評価技術研究の実施に当たっては、毎年度、食品健康影響評価技術研究運営委員会において研究領域候補の選定を行い、委員会の審議を経て決定している。平成19年度新規食品健康影響評価技術研究においては、4研究領域について研究課題の公募をしており、重点課題の明確化が図られている。 ○ また、厚生労働省は、厚生労働科学研究事業を通じた補助金の交付等により、ＢＳＥ、食中毒、食品添加物及び残留農薬等の食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進及び強化を図っている。 ○ さらに、農林水産省は、平成19年度においても、食品における危害要因の分析・検出技術の高度化やリスク低減のための殺菌・流通技術の開発を、大学、都道府県、民間と協力して推進するとともに、行政、検査指導及び試験研究の関係機関による合同会議を開催し、情報・意見交換を行っている。 ○ 平成19年6月15日に、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、研究の実施状況、平成20年度予算の要求状況等について情報交換を行った。
（２）委員会及び食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関は、試験研究の推進に関し、十分な意思疎通を図る。	○ 平成19年6月15日に、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、研究の実施状況、平成20年度予算の要求状況等について情報交換を行った。

4 研究開発の成果の普及 食品の安全性の確保に関する研究開発の成果を広く国民に普及させるため、当該成果について、専門誌への掲載、平易な言葉による国民への発表等の取組を推進するとともに、委員会及びリスク管理機関合同によるシンポジウムの開催、技術指導、研究報告書の配布等を行う。	○ 食品健康影響評価技術研究は平成17年度から開始し、最初の成果は平成19年度末に提出されることとなる。また、委員会及びリスク管理機関合同によるシンポジウムの開催実績はない。 ○ 平成19年においても、厚生労働省は、厚生労働科学研究事業の一環として、同省が補助している研究の成果を国民にわかりやすく広めるためのシンポジウムを開催している。 ○ さらに、農林水産省は、平成19年においても、開発された研究成果の発表会や展示会を開催するほか、関係試験研究機関においては、一般公開、技術講習会（家畜衛生講習会、食品技術講習会等）、食品関係技術研究会等の開催及び一般見学者の受入れ等により、研究成果の普及の促進を図っている。
5 研究者の養成及び確保 食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見を充実させるためには、食品の安全性の確保に関する高度な専門的知識を有する者を養成し、これを確保することが不可欠であることから、食品健康影響評価及びリスクコミュニケーションに係る専門家を対象とする研究会等を開催するとともに、海外の研究者及び専門家の招へい、研究者の海外派遣等を行う。	○ 委員会においては、平成19年には、以下のとおり、海外の研究者及び専門家を招いて、意見交換会等を行った。 ・リチャード・シグマン氏（経済協力開発機構（OECD）環境・健康安全部長） ・微生物を専門とするロバート・ブキャナン博士（米国食品医薬品局食品安全応用栄養センター（CFSAN）シニアサイエンスアドバイザー） ・英国食品研究所（IFR）研究員でリスクコミュニケーションを専門としているジュリー・ホートン博士、 ・リスクコミュニケーションの専門家であるコンラッド・ブルンク教授（カナダ・ビクトリア大学） ・米国環境保護庁農業業務部登録課長であるロイス・ロッシ氏 ・放射線照射食品の専門家であるジェラルド・モイ博士（世界保健機構（WHO）食品安全・人畜共通感染症及び食品由来疾患局GEMS食品プログラム課長） ・豪州農業・動物用医薬品局（APVMA）CEO（最高責任者）であるエヴァ・ベネット・ジェンキンス博士 ・欧州食品安全機関（EFSA）のGMOパネル座長であるハリー・クーパー博士 ○ 平成19年において、FAO／WHO合同食品添加物専門家委員会、FAO／WHO合同残留農薬専門家会合、OECD農薬作業部会、OECD新規開発食品・飼料に関するタスクフォース等に専門委員を派遣するとともに、その他食品安全に係る国際会議等に委員等（専門委員を含む）及び事務局職員を派遣した。 ○ また、厚生労働省においては、厚生労働科学研究事業の一環として、研究者の海外派遣、海外からの研究者の個別研究班への参画、若手研究者の育成のためのリサーチレジデント制度を実施している。 ○ さらに、農林水産省関係試験研究機関においては、海外の専門家による講演会等を開催している。

第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第17条関係）	1 基本的考え方 （1）国民の食生活を取り巻く環境の急速な変化に対応し、国民の健康への悪影響の未然防止という基本理念の実現に資するよう、食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置を講ずる。	○ 委員会においては、平成19年においても、食品の安全性の確保に関する情報について、リスク管理機関、試験研究機関、国際機関、諸外国の関係行政機関、新聞、インターネット等から幅広く収集、整理及び分析するとともに、当該情報を関係機関に対して定期的に提供した。 ○ 委員会においては、国外の政府機関等の関係者と情報交換を行うとともに、国際機関の会議への出席等を通じて科学的知見の収集、分析を行った。 ○ このほか、厚生労働省においては、関係府省、試験研究機関、地方公共団体、国際機関等から、有害食品など食品の安全性の確保に関する情報を収集し、規格基準の設定、監視指導の強化、国民への情報提供等による安全対策を講じている。 ○ また、農林水産省においても、国内外の関係機関が発出する情報や文献の収集、国際機関の会議への出席等を通じて科学的知見の収集、分析を行っている。
	（2）政府が収集し保有している食品の安全性の確保に関する情報については、広く一般に公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。	○ 委員会及びリスク管理機関においては、平成19年において、食品の安全性の確保に関する情報について、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しつつ、随時、ホームページ等を活用して公表した。
	（3）今後、国内において人の健康に対する被害の発生が予想されるような危害要因等については、被害の程度、対処の方法等に関し、国民への適切な情報の提供に努める。	○ 委員会においては、平成19年において、鳥インフルエンザに関する情報を更新したほか、以下の情報等について、ホームページを通じて情報提供を行った。 ・ 最近の中国産食品等に関する情報について ・ こんにゃく入りゼリーによる窒息事故について ・ トランス脂肪酸について ・ スギヒラタケの摂取について（注意喚起） ・ イカの塩辛を推定原因とする腸炎ビブリオ食中毒の発生について ・ ノロウイルス食中毒について
	（4）委員会及びリスク管理機関の相互間において、食品の安全性の確保に関する情報のより一層の共有を図る。	○ 委員会並びにリスク管理機関である厚生労働省、農林水産省及び環境省は、平成19年においても、「食品リスク情報関係府省担当者会議」を毎月開催し、食品の安全性の確保に関する意見交換や情報の共有を推進した。 〔参考〕 委員会及びリスク管理機関は、平成15年7月に、食品安全担当部局相互間の情報連絡窓口を設置。
	2 情報収集の対象範囲 1の基本的考え方を踏まえ、関係行政機関、外国政府等海外の関係公的機関、医療機関等関係機関、関係学会、関係団体、新聞等マスメディア、学術専門誌、インターネット等を通じ、広く国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、その収集、整理及び活用等を行う。	○ 委員会においては、平成19年においても、食品の安全性の確保に関する情報について、厚生労働省や農林水産省等の関係行政機関、国立医薬品食品衛生研究所や国立感染症研究所等の試験研究機関、世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関及び諸外国の関係行政機関、新聞、インターネット等から幅広く収集、整理及び分析するとともに、当該情報を関係機関に対して定期的に提供した。

		○ 委員会においては、ドイツ、イギリス等の他国の政府機関等へ委員及び事務局職員が訪問し、関係者と情報交換を行うとともに、コーデックス委員会の各部会、経済協力開発機構（OECD）農業作業部会、OECD新規開発食品・飼料に関するタスクフォース等の国際会議への出席等を通じて科学的知見の収集、分析を行った。 ○ リスク管理機関も、平成19年において、食品の安全性の確保に関する情報について、関係府省、試験研究機関、地方公共団体、国際機関等から収集した。
	3 委員会における一元的な情報収集の実施等 （１）委員会は、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を、リスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、当該情報について、整理、分析及びデータベース化を図る。	○ 委員会は、平成19年においても、食品安全担当部局相互間の情報連絡窓口を通して、食品の安全性の確保に関する情報の一元的収集に努めるとともに、当該情報を整理、分析し、リスク管理機関との情報の共有を図った。 ○ 国内外の食品の安全性の確保に関する情報等については、食品安全総合情報システムにより管理し、情報の種別に応じて、一般への公開や関係行政機関への提供等の措置を講じている。
	（２）委員会は、（１）のデータベース化に当たっては、海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報等についての迅速な検索が可能となるよう努める。	○ 食品安全総合情報システムにおいては、海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報についても、迅速な検索が可能なデータベースとなっている。
	4 情報の活用及び提供 （１）委員会及びリスク管理機関は、それぞれが運営するデータベースの相互連携を促進することにより、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図る。	○ 食品安全総合情報システムはリスク管理機関との情報の共有を目的としており、各リスク管理機関が運営するデータベースやホームページの情報を個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しながら互いに活用できるよう努めている。
	（２）委員会及びリスク管理機関は、それぞれが収集し、整理した国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、相互に連携しながら、報道機関、ホームページ等を通じ、適切かつわかりやすく国民に提供する。その際、国民の関心に的確に応えられるよう努める。	○ 委員会及びリスク管理機関においては、平成19年において、最近の中国産食品などについて、被害の程度や対処の方法も含め、ホームページや季刊誌等を通じて、適切な情報提供に努めた。特にホームページにおいては、国民の関心の高い案件について、随時トピックスとして追加し、情報提供した。
第8 表示制度の適切な運用の確保等（法第18条関係）	1 基本的考え方 食品の表示の制度については、従来、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等複数の法律に規定され、各府省間の連携が不十分なままそれぞれの観点からその制度が運用されてきたため、同じ表示項目において異なる用語が使用されることがあるなど、消費者及び事業者双方にとってわかりにくいものとなっている等の指摘があったところである。 これを受けて、平成14年12月に厚生労働省及び農林水産省の審議会が共同で「食品の表示に関する共同会議」を設置し、食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法その他食品の表示に関する基準全般について検討を行ってきたところであるが、消費者に対し食品の安全性の確保に必要な	○ 厚生労働省及び農林水産省が共同で開催している「食品の表示に関する共同会議」において、消費者及び事業者双方にとってわかりやすい食品の表示方法となるよう検討を行っているところであり、同会議において、平成19年3月に、アレルギー表示義務対象品目に「えび」、「かに」を追加する検討を行った。また、遺伝子組み換え食品については、平成18年11月にてん菜、平成19年10月に高リシンとうもろこしを表示対象品目に追加した。また、平成19年10月に「緑茶飲料」及び「あげ落花生」を加工食品の原料原産地の義務表示対象品目に追加した（平成21年10月義務化）。

	な情報が適切に提供され、かつ、食品の表示がわかりやすいものとなるよう、今後も引き続き、「食品の表示に関する共同会議」等において、食品の表示に関する基準全般について、広く国民からの意見も聴きつつ、問題点及び改善方策を検討する。	
	2 普及及び啓発 (1) 食品の表示に関する一元的な相談窓口の一層の充実を始め、厚生労働省、農林水産省等における相談体制について、連携の強化を図る。	○ 平成19年においても、全国6カ所に食品の表示に関する一元的な相談窓口を設置し、相談業務の充実に努めている。
	(2) 食品の表示の制度及び内容について、消費者が正しく理解することができるよう、厚生労働省、農林水産省等は、パンフレットの作成、説明会の開催等を行うことにより、これらに関する知識の普及及び啓発に努める。	○ 平成19年においても、公正取引委員会、厚生労働省及び農林水産省は、共同で食品の表示に関するパンフレットを作成し、消費者や事業者等に配布しているほか、消費者等を対象とする「食品表示地域フォーラム」を開催すること等により、食品の表示に関する知識の普及及び啓発に努めている。 ○ また、厚生労働省は、消費者が自らの食生活の状況に合わせて食品の選択が行えるよう、正確で十分な情報提供を行う観点から、平成17年2月に保健機能食品制度を改正したが、平成19年においても、当該制度について、パンフレットの配布等を通じてその普及啓発を図った。
	3 違反に対する監視、指導及び取締り 厚生労働省、農林水産省等は、食品の表示に対する信頼が確保されるよう、表示の違反に対する監視、指導及び取締りの強化、相互の連携の強化並びに地方公共団体及び関係団体との協力体制の強化に努める。	○ 平成19年においても、厚生労働省は、食品衛生法の表示基準に違反する食品の流通を防止するため、都道府県等の保健所等に配置された食品衛生監視員が、一斉取締りや食品表示に関する監視を行っているほか、アレルギー表示やいわゆる健康食品の表示など事案に応じた監視指導の強化を図っている。 ○ また、農林水産省は、地方農政局等に食品全般の表示の監視業務を専門的に担当する職員を配置し、これらの職員により小売店舗等を巡回し、表示について監視、指導を行うとともに、食品表示110番や食品表示ウォッチャー等の消費者等の協力を得て食品表示に対する恒常的・日常的な監視を実施している。 ○ さらに、社会的ニーズを踏まえて選定した特定の品目を対象に、表示の根拠の確認を含む徹底的な監視、指導を行うほか、DNA分析による品種判別技術など科学的な検証技術を活用した、食品表示の真正性の確認を行っている。これらの監視においては、必要に応じて厚生労働省、都道府県等の関係行政機関とも連携するとともに、不正表示が行われていることを確認した場合には、JAS法に基づく指示や公表等の厳正な措置を実施している。 ○ このほか、公正取引委員会、厚生労働省及び農林水産省は、平成15年7月に、「表示行政の推進に関する相互の情報提供や協力体制の構築について」を定め、これに基づき、都道府県を含む関係機関相互間における食品表示に関する情報の提供や協力体制の構築を図っている。

第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第19条関係）	1 基本的考え方 食品の安全性の確保を図るためには、国、地方公共団体、食品関連事業者及び消費者が、それぞれの立場から、その責務又は役割を果たす必要がある。特に、消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることにより、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすこととされており、そのためには、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する普及及び啓発を図る必要がある。	○ 委員会においては、平成19年において、地域におけるリスクコミュニケーションを担う人材の育成のための講座を以下のとおり開催するとともに、当講座の受講者が、ここで得た知識・経験を踏まえ、地域における食品安全のリスクコミュニケーションを推進するための活動ができるよう、継続的に情報提供を実施した。 { ・「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」19回実施 ・「食品の安全性に関するリスクコミュニケーション育成講座」7回実施 ○ さらに、農林水産省においては、平成18年に作成した消費者向けホームページ「安全で健やかな食生活を送るために～家庭でできること～」の掲載内容を拡充するほか、このホームページに掲載しているコンテンツのうち、「食品のかしい選びかた」、「食品のかしい扱いかた」、「食中毒から身を守るには」の内容をコンパクトにまとめたテキストブックを作成した。
	2 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制 委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、相互に密接に連携して、消費者団体、関係団体等の協力も得つつ、食品の安全性の確保に関する教育、学習等を推進する。	○ 平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献する観点から、委員会は、平成19年において、ホームページ、メールマガジン、季刊誌等を通じて食品の安全性に関する情報を提供するとともに、関係行政機関とも連携を図りつつ、消費者、食品関連事業者の参加による意見交換会等を開催した。 ○ 食の安全ダイヤル等を通じて、食品の安全性に関する問い合わせや意見等に対応した。
	3 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項 （1）委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、食品の安全性の確保に関し、国民の知識と理解を深めるため、広報活動に取り組むとともに、食品の安全性の確保に関する施策に関する意見交換の機会を設ける等の取組を推進する。	○ 委員会は、平成19年においても、食品健康影響評価の内容等についてホームページ上に掲載したほか、メールマガジンにより情報提供を行うとともに、食品の安全性について国民の知識と理解を深めるため、パンフレット、リーフレット、子供向けリーフレット及び食品の安全性に関する用語集の作成や季刊誌「食品安全」の発行を行った。 ○ 委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、平成19年において、食品の安全性の確保に関する施策等に関する意見交換会等を31回実施した。 ○ 委員会は、平成19年8月に、夏休みを利用し、小学校高学年等を対象に、意見交換やクイズを通じて、食の安全について学ぶことを目的とした「ジュニア食品安全委員会」を開催した。
	（2）「食品衛生月間」を始めとする月間又は週間等の取組を通じ、事業者のみならず一般家庭を含め、国民的に食品の安全性の確保に関する理解及び認識を深める機運の醸成を図る。	○ 厚生労働省は、毎年8月の1ヶ月間を「食品衛生月間」と定め、地方公共団体の協力の下、国民に対し、食品衛生に関する知識の普及・啓発を、平成19年においても行った。
	（3）学校教育等の場において、栄養教諭制度の創設、学習教材の作成等の取組を通じ、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めることができるようにする。	○ 文部科学省は、栄養教諭を中核として、学校・家庭・地域が連携しつつ学校給食の時間や関連教科等における食育の推進を図っており、その中で、食品の保存期間と保存方法の関係を食品の腐敗や食中毒の原因と関連付けて学ばせるなど、食品の安全性の確保に関する指導に取り組んでいる。

		○ また、平成19年度において、全国の小学校1年生、5年生及び中学校1年生に対する食生活学習教材の作成・配布を行う等の取組を行っており、食育の一環として食品の安全性の確保についての理解促進を図ってきたところである。 ○ さらに、平成19年度において、児童生徒が今後とも安心して学校給食を食することができるよう、学校給食における衛生管理の在り方等について調査研究を行っている。
	(4) 農林水産物の生産並びに食品の製造及び流通の各行程に関する理解を深めることにより、食品の安全性の確保に関する国民の理解を促進するため、食品供給行程の各段階における体験学習、普及啓発資料の作成等の取組を推進する。	○ 農林水産省は、平成19年においても、食育活動の一環として、農業体験活動や工場見学等の生産から流通までの各段階における体験活動の推進、食の生産や流通に関する冊子の作成、配布等を通じ、食料の生産過程や食品の安全性についての理解の促進を図っている。
第10 環境に及ぼす影響の配慮（法第20条関係）	1 基本的考え方 食品は、農場、漁場等の環境を直接の基盤として生産されること、その製造、加工、流通及び販売の各段階において、化学物質の使用、廃棄物の発生等に伴い環境に対する負荷が発生するおそれがあることから、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について十分に配慮し、そのために必要な食品供給行程の各段階における取組を推進する。	○ 農業取締法では農薬の登録保留基準を設定することに加え、農薬を使用する際に使用者が遵守すべき基準を定めること等により、農作物の生産段階において環境への影響が生じないよう措置している。
	2 食品供給行程の各段階における環境に及ぼす影響の配慮 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）等に基づき、食品供給行程の各段階において、食品、肥料、飼料、農薬等からの廃棄物及び容器包装ごみの発生をできる限り抑制し、有用なものについては再生利用するよう努めるとともに、回収された食品、肥料、飼料、農薬等を廃棄する場合には、適正に処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 また、特に、農林水産物の生産段階においては、例えば、現在、農業取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の発生の防止のみならず、水質の汚濁、生態系等の周辺の環境への悪影響の防止も考慮して検査しているところである。今後も引き続き、農業取締法に基づき、農薬による生態系に対する影響の適切な評価及び管理施策の充実を図るなど、農林水産物の生産段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進する。	○ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律が、平成19年6月に成立・公布された。農林水産省及び環境省においては、法改正に伴い関連する政省令等の見直しを行うため、食料・農業・農村政策審議会食品産業部会リサイクル小委員会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会の合同会合において検討された結果等を踏まえ、策定した政省令等を改正された法律とともに平成19年12月に施行した。 ○ また、環境省においては、農薬による野生生物や生態系への悪影響の未然防止を図るため、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を改正し、平成17年4月に施行した。現在、改正された基準に基づき、順次個別農薬ごとの水産動植物に対する毒性を評価し基準値の作成を進めており、平成19年には16農薬について基準値を設定した。 ○ さらに、農林水産省においては、農林水産物の生産段階において、例えば、農業取締法に基づき、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の発生の防止のみならず、水質の汚濁、生態系等の周辺の環境への悪影響の防止も考慮して検査するなど、関係法令に基づき、環境に対する負荷を低減するための取組を推進している。